

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日又は
その翌日の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 保険医療機関等の指定
- 保険医の登録
- 土地改良事業変更計画の適否の決定
- 土地の用途廃止
- 都市計画の変更
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公 告 毒物劇物取扱者試験の合格者
- 宅地建物取引主任者資格試験の合格者

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部

の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十六年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十六年十月鳥取県条例第四十五号）中別表の第一種県営住宅の表の福守第三団地、上粟島第五団地及び上粟島第六団地に関する部分並びに第二種県営住宅の表の智頭第一団地、高草団地、智頭第二団地及び福守第四団地に関する部分の施行期日は、昭和四十六年十一月二十五日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

上粟島第四 六、四三〇円

を

上粟島第四	六、四三〇円
福守第三	六、一一〇円
上粟島第五	六、二九〇円
上粟島第六	六、二九〇円

に改め、同表の第二種県営住宅の表中

智

頭 三、八八〇円

を

智頭第一 三、八八〇円

に、

成 美 三、九五〇円

を

に改め

成 美	三、九五〇円
高 草	五、〇二〇円
智頭第二	四、三一〇円
福守第四	四、四五〇円

附 則

この規則は、昭和四十六年十一月二十五日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九百四十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十六年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊 王 野 医 院	東伯郡泊村大字園六七三	昭和四十六年十一月一日
日本海薬品(株) スエヒロ薬局	鳥取市吉方七八七	十三日
豊 田 医 院	倉吉市東町 三五一〜八・九	十月二十五日

鳥取県告示第九百四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
荻 原 道 弘	鳥嶺第三〇〇号	昭和四十六年十月二十三日

鳥取県告示第九百四十四号

昭和四十六年十月十四日付で倉吉市長から申請のあつた土地改良(岩倉地区ほ場整備)事業変更計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十一月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十一月十八日から用途廃止した。

昭和四十六年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
八頭郡郡家町大字郡家字下田井上分五八四ノ一番地先から同町大字郡家字下田井上分五八四ノ三番地先まで	二五・〇〇	道路敷
八頭郡郡家町大字郡家字下田井上分五八四ノ三番地先から同町大字郡家字下田井上分五八四ノ一番地先まで	二九・六〇	水路敷

鳥取県告示第九百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、気高都市計画を変更するので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類

道路

二 都市計画を定める土地の区域

気高郡気高町大字浜村及び勝見

三 都市計画の案の縦覧場所

気高郡気高町大字浜村二八二番地一

気高町役場

四 縦覧期間

昭和四十六年十一月二十四日から昭和四十六年十二月七日まで

鳥取県告示第九百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、青谷都市計画を変更するので、同法同条第二項において準用する同法第一七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類

道路

二 都市計画を定める土地の区域

気高郡青谷町大字青谷、善田、吉川及び井出

三 都市計画の案の縦覧場所

気高郡青谷町大字青谷四〇四七番地

青谷町役場

四 縦覧期間

昭和四十六年十一月二十四日から昭和四十六年十二月七日まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十六年十一月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

一日時 昭和四十六年十一月二十九日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室

三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について

(2) その他

公 告

昭和46年11月2日に実施した毒物劇物取扱者試験に合格した者は次のとおりである。

昭和46年11月24日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一般毒物劇物取扱者試験の合格者

平尾 昌康 漆原美智子 菅田 智波 福光久美子

友森 繁実 村田 京子 福富 宗一 石飛 幸子

仙田 好夫 山根 保

農業回品目毒物劇物取扱者試験の合格者

竹下 保 岡 田一 岩城 忠雄 小林 徹也

岡村 勤 桑村 篤 森内 正明 小島 和広

下田 義男 公賀 永司 田中 正昭 足立 輝夫

宇和田 喜一 田中 文弘 山田 繁満 村上 富男

福安 茂男 長 昭信 長 重人 田熊二三男

松本 純一 平井 克忠 榛 薫 塔田 薫

加納 立身 後藤 英幸 林原 重治 野口 勉

安田 浩史 惠比奈 知 大畑 俊三 末次 輝夫
 高橋 勇雄 見山 収
 特定品目毒物劇物取扱者試験の合格者
 前崎 幹男 佐伯 辰巳 高橋 泉 水谷 昭人

昭和46年11月7日に実施した昭和46年度宅地建物取引主任者資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和46年11月24日

鳥取県知事 石 破 二 朗

森安 嵩	山内 常雄	森本 隆明	林 秀隆	竹内 一男
松尾 等	生原 清志	畑山賀寿子	山本 正幸	松本 吉郎
森 寿蔵	有田 昌市	樋野 雅彦	藤原精之助	谷口 埴児
田口 繁幸	林 幸弘	田村 保弘	松井 實	福井 好政
竹歳 哲也	福田 幸蔵	山脇 邦正	高力 重徳	尾崎 憲治
大原 茂規	宇山 弘昭	船越 肇	坂本与之吉	米澤 稔
金山 泰也	宮本 宏	吉田 直道	影山 守	木村 広毅
今井 一郎	鷺見 弘	内藤 勝人	大畑 義之	渡辺 梅男
濱田 寅夫	本池 潤一			